

番号	822
特定事業の名称	公私協力学校設置事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	学校法人の設立に際しての寄附行為認可に当たっては、所轄庁が、その設立しようとする学校法人の資産について、私立学校法第25条の要件に適合するか否かの審査を行うこととされている。
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体（以下「協力地方公共団体」という。）の協力により新たに設立される学校法人が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下「協力学校法人」という。）を設立しようとする者であって、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者として当該地方公共団体の長の指定を受けたもの（以下「指定設立予定者」という。）が、所轄庁に対し、私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第31条第1項の規定（寄附行為認可の手続き（資産審査））にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、当該地方公共団体が、公私協力学校に必要な施設設備について支援を行うこと等を前提に、同法第25条の要件（資産要件）に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>1. 特例措置に係る学校法人の寄附行為には、私立学校法第30条第1項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければならない。</p> <p>2. 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に関し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。</p> <p>（1）私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可の申請</p> <p>（2）私立学校法第45条第1項又は第2項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出</p> <p>（3）私立学校法第50条第2項の規定による解散についての認可又は認定の申請</p> <p>（4）学校教育法第4条第1項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条第1項の規定による高等学校の学科の設置廃止、高等学校の広域の通信制の課程に係る学則変更及び学校の収容定員に係る学則変更）の認可の申請</p> <p>（5）学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による学校の目的の変更等についての届出</p>

3. 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に関し、次に掲げる事項を定めた基本計画（以下「公私協力基本計画」という。）を定め、これを公告しなければならない。

- (1) 収容定員に関する事項
- (2) 授業料等の納付金に関する事項
- (3) 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に関する事項
- (4) 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

また、公私協力基本計画においては、上記（1）から（4）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- (1) 教育目標に関する事項
- (2) その他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるもの

4. 公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする者は、当該公告を行った協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。

5. 協力地方公共団体の長は、協力学校法人が、公私協力基本計画に基づく公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

6. 協力地方公共団体の長は、地域における教育の需要の状況の変化その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができる。

7. 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第4条第1項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力学校における教育を行うために施設又は設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出えんするものとする。なお、地方自治法第96条及び第237条から第238条の5までの規定（財産を無償・廉価で貸与・譲渡する際には議会の議決が必要であること等）の適用を妨げない。

8. 協力学校法人は、毎会計年度、文部科学省令で定めるところ（当該年度における公私協力学校の運営に関する計画（以下「公私協力年度計画」という。）においては、教育目標を達成するため当該年度にとるべき措置に関する計画等を記載することなど）により、公私協力基本計画に基づき、公私協力年度計画及び収支予算を作成し、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

9. 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、公私協力基本計画で定める授業料等の納付金による収入の額では、他の得ることが見込まれる収入の額を合算しても、なおその収支の均衡を図ることが困難となると認められる場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該公私協力年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとする。

10. 協力地方公共団体の長は、助成を受ける協力学校法人に対して、次に掲げる権限を有する。

(1) 助成に関し必要があると認める場合において、当該協力学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該協力学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。

(2) 当該協力学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。

(3) 当該協力学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく協力地方公共団体の長の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員解職をすべき旨を勧告すること。

11. 助成を受ける協力学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない。
12. 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、協力地方公共団体の長及び協力学校法人の所轄庁は、相互に密接な連携を図りながら、協力学校法人に対し、上記10. の権限の行使その他の当該協力学校法人の業務の適切な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
13. 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなったと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る指定を取り消すことができる。
14. 協力学校法人は、指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私協力学校について、学校教育法第4条第1項の規定による廃止の認可を所轄庁に申請しなければならない。
15. 協力地方公共団体の長は、公私協力基本計画の策定及び公私協力基本計画の変更並びに公私協力年度計画及び収支予算の認可を行おうとするときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。
16. 教育基本法第15条第2項の規定（特定の宗教のための宗教教育等の禁止）は、公私協力学校について準用する。

番号	828
特定事業の名称	運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第35条 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学設置基準 第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。 短期大学設置基準 第二十七条（略） 2 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。
特例措置の内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うことができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

※ この特例措置については、平成25年1月1日より全国展開されることとなっています。

番号	829
特定事業の名称	空地に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第34条 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学設置基準 第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 短期大学設置基準 第二十七条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 （略）
特例措置の内容	地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うことができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

※ この特例措置については、平成25年1月1日より全国展開されることとなっています。

番号	832
特定事業の名称	インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	大学通信教育設置基準第10条第2項 大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号 大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	大学通信教育設置基準第10条 2 前項の校舎等の施設の面積は、別表第二のとおりとする。(別表第二＝略) 大学設置基準 第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。 一 (略) 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。) 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室 2～6 (略) 大学院設置基準 第19条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。 第24条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。 2 (略) 第29条 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。
特例措置の内容	1. 地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学通信教育設置基準第10条第2項に規定する校舎等施設の面積によらずに、インターネット大学等を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学が、当該大学の学部等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。 2. 地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学院大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号並びに大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条に規定する施設を備えなくても、インターネット大学院大学を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学院大学が、当該大学の研究科等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

※大学(学部)については、規制所管省庁において、教員と学生との対面性を補完しうる方策などインターネット大学に関する課題について、専門的な見地から十分な検討を行った上で、平成25年度中を目途に全国展開を行うこととされている。

番号	920
特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区における公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から、当該特区内の公立保育所において給食を外部搬入することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、公立保育所は、次の要件に該当する場合、3歳未満児に対する給食の外部搬入を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること 2. 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること 3. 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること 4. 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること <p>※なお、平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能となっている。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	936
特定事業の名称	保育所における看護師配置補助要件の緩和事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	乳児6人以上を入所させる保育所に係る児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って、保育士とみなすことができる。
特例措置の内容	地方公共団体が、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内における保育所であって、乳児を4人以上6人未満入所させるものに係る児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項に規定する保育士の数については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って、保育士とみなすことができる。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	939
特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第11条第1項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	児童発達支援センターにおける給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する特区における児童発達支援センターの運営の合理化を進める等の観点から、当該特区内の児童発達支援センターにおいて給食を外部搬入することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、児童発達支援センターは、次の要件に該当する場合、給食の外部搬入を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調理室として保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を設けること 2. 児童の食事の内容・回数・時機に適切に応じることができること 3. 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに、衛生面では保健所との協力の下に行い、また、現行の調理業務の委託・受託に係る基準を遵守すること 4. 必要な栄養素量を給与すること。また、食を通じた子どもの健全育成(食育)を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1218
特定事業の名称	地域特性に応じた道路標識設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第二備考一(二)1及び(五)2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> ・別表第二に寸法が図示されているものについては、図示の寸法を基準とする。 ・高速道路等以外の道路に設置する案内標識のうち、方面及び方向を表示するもの等の文字の大きさについて、道路の設計速度に応じ基準を定める。ただし、必要がある場合にあつては、一定の割合に拡大することができる。 ・ただし、都道府県道及び市町村道に設置される案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識(これらの道路標識の柱の部分を除く。)の寸法については、これらの規定を参酌し、条例で定めるとされている。
特例措置の内容	地方公共団体が地域特性により案内標識又は警戒標識を縮小する特別の必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、交通の安全と円滑が確保されていることを前提として、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令において規定されている案内標識及び警戒標識の寸法並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することができるものとする(都道府県道及び市町村道に設けるものを除く)。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし